

治療中ノ者ニ限り其望ニ應シ云々トアルニ見
テモ之カ裁ヲ兼示前掲慶罰令同条同項ヲ本
建議ノ如ク改ムルヲ當然ト認メタル所以ナリ

乙

再回
原封

内務省
外務省
大正四年五月十日

大正四年五月四日

主査

安河

警備局長
安河

大臣

次官
下田

堀田

外務次官ニ回答按

第 号

年月日

内務次官

完

燈油ノ引火臭ニ關スル件回答

客月二十日付通令送第ニニハ第ヲ以テ本件
ニ関レテ照會ノ覆石油取締規則ニハ燈油ノ引
火点ハ華氏八十度以上タルヲ要スル規定有之
ト得共同規則ハ施行延期中ニ有之又引火点
ニ関レテ何等改正ノ規定ヲ為セタルモ其之
ト条中指示万可然ト示計相成度候

通令送第ニニハ號

大正四年四月二十日

外務次官 松井慶四郎

内務次官 下岡忠治殿

燈油ノ引火点ニ関スル件

米國「ファイラデルフィア」商品陳列館ヨリ從來日本
ニ輸入セラレタル燈油ノ引火点ハ華氏百十五度ヲ
以テ限度トセラレタル所今般之ヲ華氏百度ト改
メラルタル由聞及ヒタルカ右ハ果レテ事實ナリヤ
否ヤ確報アリタキ旨在米珍田大使宛照會有
之ト由ニテ右回答方同大使ヨリ移牒越々趣ヲ以

予在紐育中村領事ヨリ左ニ関シ何分ノ義回示
方申越小ニ就テハ市関係ノ莫ニ関シ何分ノ市回差
相煩度此段及市照會候也

内務省 第四号 五月八日 受 決 月 日 文書課長 了 行 五月二日

大正四年六月七日

主査警務課長 (新)

警保局長 (生)

大臣 (生)

次官 (生)

秘書官 (生)

警視總監一通牒按

第 号

年月日

警保局長

警視増負ノ件依令通牒 完